平成２２年（フ）第４７５号
沖縄県那覇市小禄４丁目15番地８ヴィラサンリットⅡ301
破産者　今村　展大
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１２６号
北海道紋別郡遠軽町学田３丁目６番地12
破産者　株式会社エヌケイフーズ
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第９４４号
宮城県岩沼市下野郷字新拓273番地
破産者　株式会社みむら
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９６号
仙台市青葉区柏木１丁目５番８―1201号
破産者　有限会社アキナドリーム
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８３号
千葉県香取郡多古町南中1593番地
破産者　成田国際興行株式会社
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第８４号
千葉県香取郡多古町南中1593番地２
破産者　飯田　　功
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１００号
新潟県加茂市青海町１丁目５番30号
破産者　株式会社小林商店
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第２３１号
富山県小矢部市内御堂200番地の１
破産者　有限会社和装中山
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第４７８号
石川県白山市三幸町34番地
破産者　有限会社とんとん
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第１８０３号
名古屋市天白区平針３丁目1016番地
破産者　株式会社優然
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１９８号
名古屋市天白区菅田２丁目502番地、登記簿上の本店所在地名古屋市中区丸の内１―14―32　山一ビル406号
破産者　大黒屋商印株式会社
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２２号
三重県四日市市楠町本郷1262番地８
破産者　早川昌浩こと　金　　昌浩
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第６８１０号
大阪府岸和田市南上町２丁目22番20号
破産者　早野株式会社
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３８９号
大阪府吹田市南金田１丁目14番35号
破産者　株式会社第一工芸
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９４２号
大阪府豊中市蛍池西町１丁目１番10号
破産者　センチュリオン株式会社
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０５７号
大阪市北区西天満２丁目９番４号
破産者　株式会社フォルトアップ
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２２３号
堺市堺区遠里小野町４丁５番22号
破産者　株式会社山本金物
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９８５号
京都府宇治市広野町大開52番地の16
破産者　有限会社ドーバー
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１８５号
大阪府河内長野市南花台５丁目18番20号、商業登記簿上の本店所在地福岡県八女市亀甲100番地42
破産者　株式会社すずやま
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６０５号
神戸市中央区琴ノ緒町４丁目３番１号
破産者　株式会社オフィス・リキ
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３５号
兵庫県伊丹市宮ノ前１丁目４番24―1102号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区千舟３丁目６番23号
破産者　有限会社新栄テック
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２７５号
岡山県倉敷市藤戸町天城330番地11
破産者　有限会社三和会
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係